

結婚新生活を応援します！

対象世帯

令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦
(美咲町に住民票があり、定住意思があること)

補助金額

婚姻時の年齢が夫婦共に

39歳以下 **最大40万円**

29歳以下 **最大80万円**

※所得要件あり

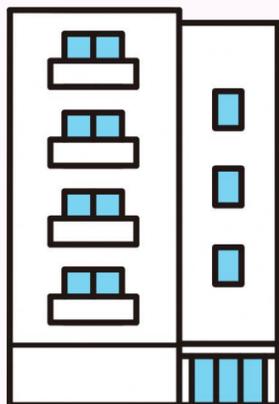

対象世帯の拡大
対象経費の拡充
を行いました！

補助対象経費

住宅の新築、購入
リフォーム費用



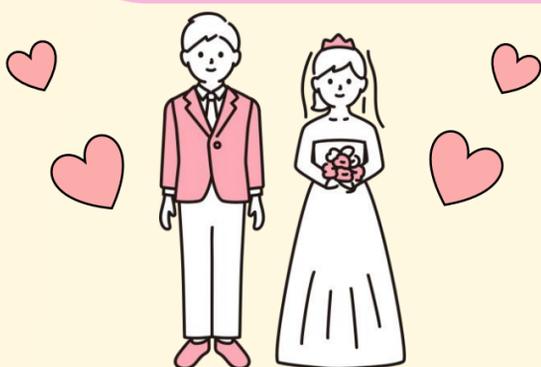
住宅の賃貸費用



引越し費用



家具・家電製品



問い合わせ先



美咲町役場
こども笑顔課

こどもの笑顔は
みんなの幸せ
みさきタウン

補助金に関する詳細は裏面へ

対象者

次の各号のすべてに当てはまる夫婦

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦
- 婚姻日において夫婦の年齢が共に39歳以下であること
- 申請日において夫婦共に新居の所在地を住所として住民基本台帳に記録されていること
- 夫婦の所得の合計額が700万円未満であること
※貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した夫婦の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する(一部条件あり)
- 美咲町に定住する意思があること
※過去に交付を受けた場合、生活保護を受給している場合、滞納がある場合、暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を持つ者である場合は交付の対象となりません。

申請期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

必要書類

上限
20万円

	住宅取得	住宅 リフォーム	住宅賃借	引越し	家具家電 購入
婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍全部事項証明	○	○	○	○	○
新婚世帯全員の住民票の写し	○	○	○	○	○
新婚世帯の所得証明書	○	○	○	○	○
新婚世帯の町税等の完納証明書	○	○	○	○	○
物件の売買契約書の写し又は工事請負契約書の写し等	○	○			
物件の賃貸借契約書の写し			○		
賃貸物件の平面図			○		
費用を支払ったことが分かる書類	○	○	○		○
住宅手当支給証明書			○		
引越しに係る領収書の写し				○	

※その他、町長が必要と認める書類

＼詳しい情報は、HPをご覧くださいか、下記にお問い合わせください／

■ お問い合わせ先

美咲町役場 こども笑顔課
岡山県久米郡美咲町原田2144番地1
TEL:0868-66-1618
MAIL:kodomoegao@town.okayama-misaki.lg.jp

「結婚新生活支援制度（本制度）」
について、詳しくはこちら↓

